

社団法人漁業情報サービスセンター役員報酬支給規程

(総則)

第1条 社団法人漁業情報サービスセンターの役員報酬に関する事項は、この規定の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、年俸とする。

(年俸)

第3条 常勤役員の年俸額は次のとおりとする。

会長理事	12,100,000円
専務理事	10,900,000円
常務理事	10,400,000円

2 前項の役員の勤務が、隔日勤務等の場合の年俸額は、週当たりの勤務日数を5日で除した割合を年俸額に乗じて、千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

(支給日及び支払方法)

第4条 常勤役員の年俸は、その額の12分の1を、毎月20日に支給する。

ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

- 2 新たに常勤役員となった者には、その日から支給する。
- 3 常勤役員が離職及び死亡したときは、その月まで支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤のため交通機関を利用する場合には、国家公務員に対する支給基準に準じて通勤手当を別途支給する。

(実施細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。